

社会保険 おきなわ

2017

11

NO.471

今月の記事

P2…ねんきんネットについて

P3…ねんきんネットについて

P4…高額な医療費の窓口負担を軽減したいとき

P5…高額な医療費の窓口負担を軽減したいとき

P6…社会保険関係事務の調査結果について(中間報告その1)

P7…健康づくり講習会のご案内

P8…社会保険担当者事務研修会のご案内



首里城



職場内で回覧しましょう

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----



一般財団法人 沖縄県社会保険協会

あなたの年金 簡単便利なねんきんネットで！

24 時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンで、最新の年金加入記録を確認できます！

■年金記録照会画面イメージ

1 年金記録

1-1 各月の年金記録の情報

各月の年金記録を表示しています。
各月の年金記録を押すとそれぞれ詳細画面を表示することができます。(別ウインドウが開きます)

[+]各月の年金記録の見方を表示する

年度	年齢	各月の年金記録											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成 23 年度	28 歳	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生	厚生
平成 24 年度	29 歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成 25 年度	30 歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年
平成 26 年度	31 歳	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
平成 27 年度	32 歳	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済	共済
平成 28 年度	33 歳	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年	国年

各制度の集約情報はこちらをご覧ください。(別ウインドウが開きます)

【年金記録照会】で確認できること

- ◆これまでの年金加入履歴
- ◆厚生年金加入記録
 - 資格取得・喪失年月日
 - お勤め先の名称
 - 標準報酬月額・標準賞与額 など
- ◆国民年金加入記録
 - 各月の納付状況 など

厚生年金保険加入記録

これまでの厚生年金保険加入記録をご確認いただけます。

資格を取得した年月日 資格を喪失した年月日	お勤め先の名称	標準報酬月額変更・ 標準賞与年月	厚生年金基金	標準報酬月額・ 標準賞与額
自:平成18年 4月 1日 至:平成21年 3月 20日	〇〇株式会社	平成19年12月	---	賞300,000円
		平成20年 3月	基金未加入	240,000円
		平成21年 3月	---	

将来受け取る年金の見込額をさまざまな条件に応じて試算
できます！

■年金見込額試算画面イメージ

(1) 年金見込額試算 額試算メニュー

年金見込額の試算

かんたん試算
初めてのの方はこちらから >

現在の職業について
入力してください。

質問形式で試算
今後の職業、収入および期間
を入力してください。

詳細な条件で試算
以下の条件を入力し、試算できます。
・ 今後の職業、収入および期間
・ 老齢基礎年金、老齢厚生年金を
・ 国民年金が未納である月に関する

【年金見込額試算】で確認できること

- ◆現在の年金制度で60歳まで年金を納付した場合の試算ができます。
- ◆今後の職業や収入を質問に答えて試算できます。
- ◆詳細な条件をご自身で設定して試算できます。
- ◆年齢ごとの年金の見込額 ◆年金受給開始の年齢 など

年齢	給与の年収 (1)	年金見込額				合計 (年額) (1) + (2) + (3) + (4)
		老齢基礎 年金 (2)	特別支給の老齢厚生 年金 / 老齢厚生年金		小計 (2) + (3)	
			国からの 支給部分 (3)	基金代行 部分 (4)		
62	2,160,000 円	444,400 円	381,500 円	370,000 円	825,900 円	3,355,900 円
63	2,160,000 円	507,100 円	414,200 円	400,000 円	921,300 円	3,481,300 円
64	1,800,000 円	507,100 円	414,200 円	400,000 円	921,300 円	3,121,300 円

のお知らせです。

年金手帳があればご利用登録はカンタン！

ぜひ、この機会にご利用登録してみませんか？

■日本年金機構ホームページ画面イメージ



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット

あなたの年金 簡単便利な
ねんきんネットで！

新規登録

「ねんきんネット」のご利用登録は、
こちらのボタンから

その1

新規登録画面から**必要事項**を入力してください。

- ・アクセスキー ※1
- ・基礎年金番号 ※2
- ・氏名、生年月日、性別
- ・郵便番号、住所 等

その2

日本年金機構において
ご本人様確認を行い、
ユーザIDをお届けし
ます。※3

その3

ユーザID・パスワードを
使用して「ねんきんネット」
へ**ログイン**してください。

※1 アクセスキーをお持ちの方は、この番号を使用してお申し込みをいただくことで、即時にユーザIDを取得できます。アクセスキーは平成29年度「ねんきん定期便」などに記載されている17ケタの番号です。

※2 基礎年金番号は年金手帳に記載されている10ケタの番号です。

※3 アクセスキーをお持ちでない方には、ご利用登録の日から概ね5日程度で「ねんきんネット」ユーザIDを記載したハガキをお送りします。



基礎年金番号 1234-567890

スマートフォンでの
ご利用登録はこちら



詳しくはWEBで！

ねんきんネット

検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

お問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ



0570-058-555

※050 から始まる番号でおかけになる場合は

03-6700-1144

お問い合わせの際は、照会番号または基礎年金番号をご用意ください。

【受付時間】 月～金曜日：午前9時～午後7時まで

第2土曜日：午前9時～午後5時まで

祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

高額な医療費の窓口負担を軽減したいとき

70歳未満の方は「限度額適用認定証」で窓口支払いが軽減されます

健康保険には、高額な医療費を支払った場合に、あとで自己負担限度額(※)を超えた分について払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、払い戻されるとはいえ、窓口での高額な医療費の支払いは大きな負担になります。そんなときは「限度額適用認定証」を窓口で提示すると、窓口での**支払額を軽減**することができます。

(※) 医療費の負担が大きくなりすぎないように、自己負担する金額の上限(限度)額が定められています。これが自己負担限度額です。自己負担限度額は所得や年齢により異なります。

窓口負担の例

[窓口負担 3 割、所得区分ウ(下記自己負担限度額一覧参照)、総医療費100万円の場合]



限度額適用認定証を **利用する** 場合

窓口負担

87,430円

80,100 円 + (総医療費 1,000,000 円 - 267,000 円) × 1%

高額療養費の払い戻し分 (212,570 円) が医療機関窓口で清算されるため、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。

限度額適用認定証を **利用しない** 場合

窓口負担

300,000円

総医療費 1,000,000 円 × 3 割

高額療養費の申請をすることで、あとで 212,570 円の払い戻しを受けることができます。

■自己負担限度額一覧【70歳未満の方の場合】

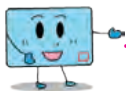
被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当※2
ア (標準報酬月額 83 万円以上)	252,600 円 + (総医療費※1 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
イ (標準報酬月額 53 万 ~ 79 万円)	167,400 円 + (総医療費※1 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
ウ (標準報酬月額 28 万 ~ 50 万円)	80,100 円 + (総医療費※1 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
エ (標準報酬月額 26 万円以下)	57,600 円	44,400 円
オ (低所得者) 被保険者が市町村民税の非課税者等	35,400 円	24,600 円

注1)「ア」又は「イ」に該当する場合、市町村民税が非課税であっても標準報酬月額での「ア」又は「イ」の該当となります。

注2) 自己負担限度額に食事代や保険が適用されない費用は対象となりません。

※1)「総医療費」とは、保険適用される診療費用の総額(10割)です。

※2)「多数該当」とは、療養を受けた月以前の1年間(12ヶ月)に、3ヶ月以上の高額療養費の支給を受けた(限度額適用認定証を使用した場合も含む)場合には、4ヶ月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます。



70歳以上の方の自己負担限度額は、協会けんぽホームページにてご確認ください。

協会けんぽ沖縄支部 からののお知らせです。

■ 限度額適用認定証の申請から利用までの流れ ■

(申請書は協会けんぽホームページからダウンロードしていただくか、お問い合わせいただければ郵送いたします)

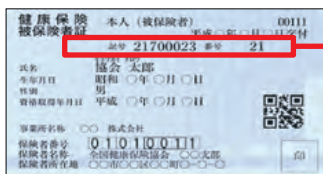


限度額適用認定証利用にあたっての注意点

医療機関窓口での支払額は、医療機関ごと、同じ病院の入院と外来、外来と調剤薬局など全てそれぞれ別々に計算されます。同じ月に複数の医療機関で高額になった場合など世帯合算に該当する場合は、高額療養費の支給申請が必要となる場合がありますのでご注意ください。

記入例 健康保険 限度額適用認定 申請書

低所得者以外の方



記号番号は保険証に記載されています。

お勤めされている方(被保険者)のお名前・生年月日等をご記入ください。

認定証を利用する方のお名前・生年月日をご記入ください。
利用する方が被保険者の場合は記入の必要はありません。

入院中で自宅で認定証の受け取りができない場合などにご記入ください。
不備等により書類をお返す場合もこの送付先に送付します。

※被保険者が市町村民税の非課税者などの低所得者(所得区分オ)の方は「**限度額適用・標準負担額減額認定申請書**」で申請をお願いします。

◀ 限度額適用認定証に関するお問い合わせ先 業務グループ ☎098-951-2282 ▶



全国健康保険協会 沖縄支部
協会けんぽ

協会けんぽ 沖縄

検索

〒900-8512 ※この郵便番号は個別番号であるため、宛先住所の記入が省略できます。

代表 : 098-951-2211

企画総務(保険料率、広報) : 098-951-2246 業務(給付、保険証、任意継続) : 098-951-2282

保健(健診、保健指導) : 098-951-2011 レセプト(第三者行為(交通事故等)) : 098-951-2285

受付時間 : 午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日・年末年始を除く)



年金事務所 からののお知らせです。**社会保険関係事務の調査結果について（中間報告その 1）**

社会保険の加入事業所に対して、届出が適正であるかどうかを賃金台帳、労働条件通知書、タイムカード等と照合する調査を実施していますが、平成28年4月から平成29年3月までに実施した中で、次のとおり適正ではなかったと指摘された事項がありましたので参考までに報告します。

（紙面の都合上、資格取得関係、報酬月額関係以外は次回の掲載とします）

1 資格取得関係**① 試用期間経過後に加入していた。**

試用期間後に加入していたが、加入要件を満たしていれば試用期間であっても加入しなければならないことから、入社日に遡及して加入させた。

② 正社員だが本人が加入したくないという理由で加入していなかった。（最大2年遡及して資格取得届を提出させた。）**③ 一般社員の4分の3以上の勤務日数及び勤務時間があるにもかかわらず加入していなかった。**

（最大2年遡及して資格取得届を提出させた。）

④ 加入要件に該当しているパートの人が、主人の扶養になっているという理由で加入していなかった。

（最大2年遡及して資格取得届を提出させた。）

⑤ 二力以上の事業所で勤務している事業所代表者等が、すでに別の事業所で、社会保険に加入しているので、他の事業所で加入する必要がないと思い、加入していなかった。（最大2年遡及して、資格取得届を提出させ、二以上事業所勤務届の提出を指導した。）**⑥ 入社から2ヶ月間の労働条件通知書を作成し、3ヶ月後に改めて労働条件通知書を作成して、入社後3ヶ月目に加入していたが、入社当初より、勤務内容が2ヶ月間に限ったものでなく、3ヶ月後も継続性がある勤務内容だったので、2ヶ月遡及して資格取得年月日を訂正させた。（更新の予定のない2ヶ月の契約であれば加入対象外）****2 報酬月額関係****（1）資格取得時の報酬訂正****① 資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に残業手当の見込額が加算されていない。****② 資格取得届の報酬月額欄に記載する金額に通勤手当が加算されていない。**

→上記の①、②は取得時に遡って報酬額を訂正していただきました。

（2）月額変更届のまれ**① 入社当初は通勤手当がなかったが、数ヶ月後に通勤手当が支給されるようになり、支給されてから3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があったにもかかわらず月額変更届を提出していない。**

（通勤手当額の変更は、固定的賃金の変動となります。）

② 日給制から月給制に変更になり、その後の3ヶ月間の平均額による標準報酬月額の等級が従来の等級と2等級以上の差があるにもかかわらず月額変更届を提出していない。

（給与体系の変更も月額変更の対象になります。）

③ 月給（基本給）が〇〇円アップしたが、基本給だけで3ヶ月平均したため従来の等級と2等級の差が生じず月額変更届を提出していない。

（平均額を見るときは、基本給などの固定的賃金だけではなく総支給額の平均となります。）

→上記①～③は該当月に遡及して月額変更届を提出していただきました。

（3）算定基礎届**① 総支給額ではなく、通勤手当控除後の金額を算定基礎届に記載していた。****② チェックもれや見誤り等のため、算定基礎届に記載した報酬額と賃金台帳の金額が相違していた。****③ 月末で翌月払いの事業所で、4月、5月、6月に支給した金額とすべきところを、月分給与として翌月の5月、6月、7月に支給した額を掲載していた。**

お問い合わせ先は、各年金事務所の

適用調査（徴収）課です。自動音声案内「3」

那覇 098-855-1111

名護 0980-52-2522

浦添 098-877-0343

平良 0980-72-3650

コザ 098-933-2267

石垣 0980-82-9211

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からのお知らせです。

“健康づくり” 講習会のご案内！

簡単誰にでも出来る 健康づくり 体力づくり ダイエット

参加費
無料

- ・日頃、運動不足の方、筋力が低下している方・
ダイエットを目指している方
- ・どんな運動を、どの位したらいいか、など座学
と実技で分かりやすく学べます。

生活習慣病対策

有酸素運動

ウォーキング
ジョギング
ノルディックウォーキング



メタボ対策

筋トレ

腹筋
背筋
スクワット
腕立て伏せ

継続



介護予防

ダイエット

有酸素運動
筋トレ
ステップアップ
食事

講師
永井 宏氏

- ・健康づくり、体力づくりアドバイザー
- ・日本体育協会公認スポーツインストラクター
- ・ノルディックウォーキングベーシックインストラクター



実施日時
会場

11月18日(土)

午前10時～12時

① 北部会場(定員30名)
あけみお Sky ドーム
(名護市字宮里492)

12月16日(土)

午前10時～12時

② 南部会場(定員30名)
浦添市民体育館武道場
(浦添市仲間1-13-1)

12月23日(土)

午前10時～12時

③ 中部会場(定員30名)
県総合体育館サブアリーナ
(沖縄市比屋根5-3-1)

服装等

運動ができる服装・室内用運動靴・タオル・飲み物

お申込先

下記の申込書に所要事項を記入のうえ **FAX、または電話、Eメール**にてお申し込みください。

お問合せ

TEL : 098-861-2681 **FAX : 098-861-2682**

E-mail : okisyakyo@ryucom.ne.jp

一般財団法人沖縄県社会保険協会 那覇市若狭1-3-2 タカダ若狭ビル501号

■受付時間▷午前9時～午後5時 月曜日～金曜日(祝祭日除く)

健康づくり教室参加申込書

【FAX 番号 : 098-861-2682】

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□にチェックをつけてください。

参加会場 ☐ ①北部会場 ☐ ②南部会場 ☐ ③中部会場

参加者氏名 _____ 年齢 () _____ 年齢 ()
_____ 年齢 () _____ 年齢 ()

連絡先 (職場 ・ 自宅) _____ TEL () _____ -

※この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

一般財団法人 沖縄県社会保険協会 からのお知らせです。

社会保険担当者事務研修会のご案内

社会保険事務担当者を対象に、健康保険の給付（傷病手当金、出産手当金等、高額療養費等）についての研修会を開催しますので是非ご参加ください。

地 区	実 施 日	会 場	定 員
那 覇	12月13日(水)	沖縄産業支援センター 303号室 (那覇市小禄 1831-1)	30名
浦 添	12月12日(火)	浦添市産業振興センター 結の街 (浦添市勢理客4-13-1)	30名
コ ザ	12月19日(火)	沖縄市福祉文化プラザ (沖縄市高原7-35-1)	30名
名 護	12月14日(木)	名護中央公民館 (名護市港2-1-1)	30名
平 良	12月21日(木)	平良港ターミナルビル (宮古島市平良字下里 108-11)	30名
石 垣	12月20日(水)	大濱信泉記念館 (石垣市登野城2-70)	30名
実施時間 : 各会場共通 13:30 受付 ~ 14:00 開始 ~ 16:00 終了			

(講 師) 社会保険労務士

(参 加 費) 会員事業所は無料

協会費未納事業所及び、非会員事業所は資料代等として、3,000円

(携 行 品) 筆記用具等。(参考資料▷冊子「平成29年度版 社会保険の事務手続」をお持ちであれば、ご持参ください。)

(申 込 方 法) 下記申込書により所定事項を記入のうえ、FAX又は郵送でお申し込みください。

◎定員を超えたためご出席できない方へはご連絡します。(出席できる方へはご連絡いたしません。)

(申 込 締 切) 各会場、予定定員に達し次第(先着順)締め切りとさせていただきます。

(お 問 合 せ) 一般財団法人 沖縄県社会保険協会 〒900-0031 那覇市若狭 1-3-2 タカダ若狭ビル 501号
(お 申 込 先) **FAX 098-861-2682** (TEL 098-861-2681)



社会保険担当者事務研修会のご案内 申込書

送信先 FAX 番号>098-861-2682

※参加希望「日時」「会場」をご確認のうえ、□に✓印をつけてください。

参 加 希 望 会 場	☐ 那 覇	☐ 浦 添	☐ コ ザ	☐ 名 護	☐ 平 良	☐ 石 垣
-------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------	------------------------------

(フリガナ)

参加者氏名

会員の有無

会 員 ・ 非 会 員 ・ 不 明

事業所名

事業所整理記号

住所 〒

TEL () -

◎この申込書にご記入いただきました個人情報は、当講習会以外には使用いたしません。

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険労務士が、社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月2日(木)、10日(金)、17日(金)、24日(金)。

12月1日(金)、8日(金)、15日(金)、22日(金)。各午後1時から5時まで。

担当社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 098-861-2681

無料電話相談



詳しくはWEBで!

沖縄県社会保険協会

Q 検索

